

模倣品・海賊版対策アクションプラン 2006

〔 2 0 0 6 年 9 月 1 5 日 〕
模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議決定

模倣品・海賊版問題の深刻さにかんがみ、「知的財産推進計画 2006」に基づく今後の関係各省の具体的な取組を「模倣品・海賊版対策アクションプラン 2006」としてとりまとめ、「模倣品・海賊版ゼロの日本」を目指して、政府一丸となった対策を強力に推進するものとする。

なお、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」構想の実現に向けた取組、及び国民への啓発活動の強化については、別に決定したところによるものとする。

記**．外国市場対策****1．侵害発生国・地域への対策強化**

模倣品・海賊版の仕出、販売の多いアジア地域をはじめ様々な地域で知財担当官会議を開催し、ジェトロや民間企業関係者等との意見交換等を通じ、知財担当官の知財侵害問題に対する専門性を高めつつ、在外公館と関係機関との協力体制を強化する。

【外務省】

アジア等の模倣品被害発生地域におけるジェトロ事務所等を活用し、模倣品対策に関する情報提供、相談事業を行うとともに、2006年度末までに模倣品対策マニュアルの改訂版を作成し、現地の産業財産関連法制度に係る情報提供を強化する。

【経済産業省】

2．他国・地域との連携強化

2006年11月に、韓国捜査当局と密輸・密売等に関する情報交換会議を実施する。また、今後とも引き続き、侵害発生国・地域の当局とICPO等を通じ、継続的に情報交換を実施する。

【警察庁】

税関相互支援協定等の枠組みを通じ、外国税関当局との一層の連携強化を進めるとともに、新たな税関相互支援協定等の締結に向けた取組を推進

する。特に、２００６年４月に署名に至った中国及び韓国（２００４年１２月、協定署名）との税関相互支援協定を効果的に活用する。また、「日中税関密輸情報交換実務者会合」及び「日韓税関密輸情報交換実務者会合」において、模倣品・海賊版の密輸防止に向けた情報交換や二国間での協力のあり方について意見交換を行う。

【財務省】

アジア地域における著作権侵害発生国との二国間協議を実施してきており、２００６年１１月には新たに韓国と二国間協議を実施する。

【文部科学省】

EPA交渉の場を活用し、相手国の品種保護制度の整備・充実に対する働きかけを行う。また、２００６年１１月に、農林水産省主催による「育成者権行使に関するワークショップ」を開催し、各国の制度・侵害対策に関する情報交換を行うことにより、育成者権行使に係る国際的な認識を深める。

【農林水産省】

２００６年３月、「日本国経済産業省と米国商務省との間の知的財産権の保護及び執行とその他のグローバルな課題への協力強化のための共同イニシアティブ」を発表したが、これを踏まえ、知的財産権が侵害されている企業への支援の取組や見本市における知的財産権の保護及び執行等について米国商務省と情報交換を行う等、フォローアップを行う。

【経済産業省】

３．模倣品・海賊版対策の能力構築（キャパシティ・ビルディング）

２００６年に、社団法人発明協会及び著作権情報センターが実施する次の研修等に講師を派遣し、模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する。

２００６年　９月　JICA/APEC 知的財産権研修
１０月　WIPO/シヤンファント 知的財産権研修
１１月　東京特別研修

【警察庁】

主としてアジア大洋州地域の開発途上国の税関職員を対象に、知的財産侵害物品の効果的な水際取締りに関する受入研修（２００６年１２月実施予定）及び我が国税関職員等の専門家の現地派遣（フィリピンを予定）を実施するとともに、WCO（世界税関機構）と協力した地域セミナー等の実施により能力構築を積極的に行う。

【財務省】

世界知的所有権機関（WIPO）と共同で、アジア地域著作権制度整備事業（APACEプログラム）を引き続き実施する。また、２００６年１０月にアジア諸国の一般国民を対象として開発した著作権教材「Asian Copyright Handbook」を使用したワークショップをモンゴルで、２００

7年3月にアジア・太平洋 著作権・著作隣接権セミナーを東京でそれぞれ開催する。

【文部科学省】

アジア地域の植物新品種保護制度の整備促進を目的として、植物新品種保護国際同盟（UPOV）を通じ、2006年9月に中央アジアを対象としたセミナー、2006年11月にアジア地域会合を開催する。

【農林水産省】

2006年10月以降、中国国家知識産権局審査官向け技術説明会、中国地方取締機関向けセミナーを開催予定。併せて、アジア諸国でのエンフォースメントセミナー、アジア諸国等からの研修生受入れを順次実施する。

【経済産業省】

．水際における取締り

1．個人輸入等の取締り強化

税関により発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することを通達改正により明確化し、2006年7月から施行しており、同年7～8月の認定手続開始件数（4380件）は、前年同期と比べ2倍近く大幅に増加している。今後、改正通達に基づいた適正な取締りを徹底するとともに、必要に応じ、運用や制度の見直しを行う。

【財務省】

輸出入取引審議会企画調整部会の中間取りまとめ（2006年6月9日）において、模倣品・海賊版の個人輸入の問題について論点整理を行った。今後、これを踏まえ、必要に応じ、2006年度中に制度整備等具体的対応を行う。

【経済産業省】

2．専門性を伴った侵害判断を行う制度整備

2006年度関税改正において、法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行うため、差止申立ての際及び認定手続の際に、税関が必要に応じ知的財産に関し学識経験を有する者を事案ごとに専門委員に委嘱して意見を聴く制度を導入し、2006年4月から施行している。また、差止申立ての受付時にその内容を公表し、輸入者等から意見が出された場合は専門委員に意見を聴くこと等を内容とする通達改正を行い、2006年7月から施行している。今後、専門委員制度の定着を図るとともに、必要に応じ、運用や制度の見直しを行う。

【財務省】

輸出入取引審議会企画調整部会の中間取りまとめ（２００６年６月９日）において、知的財産権侵害品の水際手続きの改善について、論点整理を行った。今後、当事者の手続的地位を保障した、専門性、透明性のある侵害判断を行う制度の在り方について、更に検討を深め、必要に応じ、具体的措置を講じる。

【経済産業省】

３．税関による取締りの強化

税関における知的財産権侵害物品の迅速な没収を可能とするための方策について検討し、必要に応じ、制度改正を行う。

【財務省】

２００６年度関税改正において、知的財産法において輸出（積戻しを含む）が侵害行為となることを前提に、育成者権、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品の輸出取締りを導入している。更に、著作（隣接）権について、輸出に関する規定を整備するための著作権法改正を踏まえ、著作（隣接）権を侵害する物品の輸出取締り対象への追加のための所要の改正法案を国会に提出する。

【財務省】

文化審議会著作権分科会において、水際取締りに係る著作権法の在り方について検討・結論を得たところであり、今後、税関が著作権を侵害する物品の輸出に関しても水際で取締りが実施できるよう、早期の国会に著作権法の改正案を提出する。

【文部科学省】

特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品の輸入に関して、関税法に基づく意見照会に対応していくとともに、意匠法等一部改正法が施行される２００７年１月１日以降は上記物品の輸出についても対応していく。

【経済産業省】

．国内における取締り

１．インターネットオークション対策

２００６年９月、有識者、電気通信事業者団体、権利者等からなるプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会発信者情報開示WGが設置されたところであり、今後、同WGにおける発信者情報開示ガイドラインの検討を支援し、２００７年３月頃を目途にガイドラインを策定する。

【総務省】

2．警察等による取締強化

都道府県警察に対して、模倣品・海賊版の密輸・密売組織の実態解明と取締り、街頭における模倣品・海賊版の販売事犯の取締り、インターネット上での模倣品・海賊版販売及び公衆送信権侵害事犯の取締り、犯罪収益の剥奪の推進を重点とした取締りの推進及び模倣品・海賊版の入手ルート等仕出し国に関する調査の徹底を指示する。

【警察庁】

不正商品対策協議会を始めとする各業界団体と警察当局との連携をより強化し、確度の高い情報に基づいた効果的な取締りを実施する。

【警察庁】

検察庁において、模倣品・海賊版に関する事犯について、警察等関係機関と連携しつつ、厳正に対処する。

【法務省】

産業財産権侵害事件の取締りに協力するため、国内取締機関からの侵害事件に係る照会に迅速に回答する。

【経済産業省】

3．育成者権の侵害対策強化

DNA品種識別技術の開発・実用化の効率化と円滑な活用に資するため、海外におけるDNA品種識別技術の開発状況等を調査するとともに、民間団体が行うDNA品種識別技術の開発を支援する。

【農林水産省】

．政府内・官民の連携強化

1．政府模倣品・海賊版対策総合窓口の機能強化

2004年8月の政府模倣品・海賊版対策総合窓口（協議申立制度）の設置以降、2006年8月までの相談件数は計419件となったが、今後とも、関係省庁と連携をとりつつ、権利者や企業等からの相談や申立に対し、親切、迅速、適切に対応する。

【経済産業省】

2．官民の連携強化

中国及び韓国における植物新品種保護制度の充実や運用の改善を働きかけるため、2006年度中に、中国及び韓国に育成者権保護官民合同ミ

ッションを派遣する。

【農林水産省】

2007年6月を目途に、中国に対して官民合同ミッションを派遣し、2007年から2008年に改正が予定されている中国の知的財産関連法令に日本側要望が反映されるよう引き続き働きかけを行う。

【経済産業省】

2006年中を目途に、フランス政府や国内産業界と連携し、東京で模倣品対策に関するフォーラムを開催する。

【経済産業省】

以 上